

節税レポート



平成 22年 4月号

発行日 2010.4.1

今月のテーマ 事業年度の設定は大事

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで、税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

事業年度の設定は大事なことです。納付税額に差ができた
り、資金を活用できる期間にも違いが出ます。
事業年度を、安易に決めることの無いようにしましょう。

I 設立時の問題

事例でお話しましょう。

A税理士から、こんな話を聞きました。

BさんがC社を設立しました。平成20年11月20日設立です。
BさんからA税理士に業務の依頼があったのは、平成21年1月
でした。A税理士は、設立関係の届出書を作成するため、C社
の定款をチェックしました。C社の事業年度が 1月1日から
12月31日までと、なっていたのです。

そうすると事業年度は

第1期	平成20年11月20日～平成20年12月31日
第2期	平成21年1月1日～平成21年12月31日
第3期	平成22年1月1日～平成22年12月31日

となります。

Bさんは、事業年度(or 決算日)などは、どうでもよいと考えました。事業年度を暦と同じにしたのです。

設立登記をした司法書士は、税法を知らないので、アドバイスをすることはできません。BさんはC社を設立する前に、A税理士にアドバイスをもらっておけばと、悔やまれる事例でした。

1) 青色申告の届出

青色申告の届出書は設立後3月以内、また設立後3月以内に決算日がくる場合は、決算日までに提出しなければなりません。

したがって、C社の第1期は青色申告法人になれません。A税理士に依頼があった時点で、第1期は終了していたのです。

2) 新たに青色申告の適用を受けようとする会社は、適用を受ける事業年度の前の事業年度の決算日までに、青色申告の届出書を提出しなければなりません。

したがって、C社は、第2期も青色申告の適用を受けられないのです。適用を受けるためには、平成20年12月31日までに、青色申告の届出書を提出していなければ、なりませんので……。

C社は第1期、第2期を白色の申告書で申告することになりました。

設立当初から、順調に利益を計上できる会社なら問題ありません。しかし、この厳しい時代、先行投資がかさみ、多くの会社は赤字からスタートすることでしょう。

青色申告の届出が、期日までに提出されていれば、赤字を7年間繰越できるのです。そして、その間に生じた黒字と相殺できるのです。

節税が出ることになります。

赤字も財産です。この財産を生かせるかどうかは、青色申告の届けが出ているか、どうかにかかっています。

C社は第1期、第2期を白色の申告書で申告することになりますので、第1期、第2期の赤字は繰越できません。

もちろん、赤字ですから法人税の納付はありません。しかし、第3期黒字になっても、第1期、第2期の赤字は、何ら考慮されません。

つまり、黒字と相殺できませんので、第3期の黒字にそのまま課税されます。

赤字のまま、なかなか黒字にならない。

このままでは、繰越欠損金がきえてしまう。という状態になったら、役員報酬を遠慮して会社を黒字にし、欠損金を生かすのです。

7年間は充分対策を打てる年数です。

C社の場合、どうすれば良かったのでしょうか？

第1期の事業年度を平成20年11月20日～平成21年10月31日とすれば良かったのです。

決算日は月末でなくとも良いのです。

第1期の決算日を、平成21年11月19日までとしてもかまいません。

こうすれば、C社は平成21年2月19日までに青色申告の届けを出せば良く、第1期から青色申告の恩典を受けることが出きるのです。

もったいない たかが事業年度で・・・。

2) 消費税に関する問題があります。

C社は資本金 990万円でした。

したがって、第1期、第2期はいくら売上高があっても、消費税は課税されません。課税されない期間は、長いほど有り難いですね。

C社は第1期が1月と10日です。

第1期、第2期合わせても、13月と10日しか消費税の課税をのがれる期間はありません。

第1期を平成21年10月31日としたら、第2期と合わせて、23月と10日に、消費税が課されない期間が伸びます。

Ⅱ 売上高の多い月が期首になるように、事業年度を設定しましょう。

- 1) 業種によって、季節性のある業種があります。こんな場合、会社の売上高が一番上がる月が、期首になるよう事業年度を決めます。

納税までに一年間の期間があるからです。その間資金を社内に置くことができます。

節税対策にも充分時間を掛けることができます。

- 2) 事業年度の変更も考えましょう

期末近くに、急に巨額の売上が発生することが分かったら、決算日を変更することも必要です。巨額の売上が上がる前に、事業年度を切ってしまうのです。巨額の売上に対する税金の納付を、一年以上延ばすことができます。

事業年度変更の手続きは、株主総会の決議と、税務署等への届けだけですから、難しくありません。

ただ、事業年度の変更が続くようだと、会社の業績の年度ごとの比較が難しくなります。経営管理面で、面倒が生じることもあります。